

資料番号 2

- 情報公開条例・個人情報保護条例の改正 事前検討用資料
- 〔意見反映後〕各条例の一部改正の要旨
- 〔意見反映後〕情報公開条例新旧対照表
- 〔意見反映後〕個人情報保護条例新旧対照表
- 参考資料
 - ・情報公開条例（現行）
 - ・個人情報保護条例（現行）

情報公開条例・個人情報保護条例の改正 事前検討用資料

情報公開条例

①第16条第3項の改正案に対する意見・提案

審査会は、専ら諮問事項に対する意見陳述を職務としているので、その答申には拘束性はないと思う。

原案の「尊重して」は、実施機関の長（町長等）の裁量権を縛ることにはならないか？

【提案者案】

「第1項の規定により諮問をした実施機関は、寒川町情報公開審査会から当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重してその議を経て、速やかに決定を行わなければならない。」（――を_____に変更）

【事務局意見】

「尊重」について

「尊重して」と規定した場合、これに拘束されて裁量を加える余地が全くなくなるわけではないが、特別の事情のない限り、その答申に沿って措置することが強く要請されるため、ご指摘のとおり、実施機関の長の裁量権を狭めるものとなる。当該裁量権の拘束が必要以上に強いものであるならば、検討する必要があると思われる。

「その議を経て」について

「その議を経て」を「答申を受けたときは、」の後に規定した場合、諮問機関（この場合は審査会）にある事項を諮ることを規定するときに用いる「その議を経て」という言葉と「答申を受けたときは」という言葉が時系列的に前後し、内容的に重複することになると思われる。

提案者の意見及び上記の2点から考えると、現行どおり（第3項を追加することなく、第1項のまま）でよいかと思われる。

②第17条第1項の改正案に対する意見・提案

審査会は、本制度の推進機関ではなく、その職務が「不服申立て」に係る諮問への意見陳述に限定されている。

【提案者案】

現行どおりとする。

【事務局意見】

審査会としては、不服申立てに係る諮問案件への意見陳述のみでなく、審査を行う過程で気づいた問題点等についても意見を述べる（第18条第6項に追加。発議のみで決定権はなし。）ことにより、制度そのものを良くしようという第三者機関を目指すものとして改正案を作成したが、審査会の本旨を不服申し立てに係る諮問への意見陳述とするならば、現行どおりでよいかと思われる。

③第 18 条第 4 項の改正案に関連する意見・提案

「参加人」についての定義と同様に、「補佐人」についての定義も必要。

【事務局意見】

第 18 条第 4 項中の「参加人」については、どのような資格で審査会に参加するものであるか判然としないため定義する必要があるが、第 19 条第 2 項中の「補佐人」は、当事者を補佐する者を指し示す用語として一般的に認識されているものであることから、法令においても特段の定義をしていないよう、同項についても定義を加えないことが適当と思われる。

④第 18 条第 6 項の改正案に対する意見・提案

審査会が制度に関する意見を述べる場合は、審議会の役割を考えると審議会への報告義務を付すべき。

【提案者案】

「審査会は、前条第 2 項の規定による審査を通じて、又は審査に関して、同項の目的を達成するため必要があると認めるときは、情報公開に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。なお、その意見は審議会に報告するものとする。」
(_____を追加)

【事務局意見】

審査会から提出された意見に関し、実施機関が審議会に諮問又は報告するかどうかについては実施機関の裁量の範囲内であると考える。意見の内容が制度の運営に関する事項であれば、当然に審議会への諮問が必要となるが、軽易な意見、提案等が含まれる可能性もあり、すべての意見について審議会への報告を明文化することは適当でないと考える。よって、改正案のとおりでよいかと思われる。

⑤第 24 条第 1 項の改正案に対する意見・提案

審議会は、本制度の推進機関であることを明記することが、町自治基本条例の「すべての町民にとって分かりやすい情報公開及び提供に努めます。」に叶う。

【提案者案】

現行どおりとする。

【事務局意見】

本改正案は、第 17 条第 1 項（審査会）に合わせて改正したものであるため、第 17 条第 1 項を現行どおりとするのであれば、本項も現行どおりでよいかと思われる。

⑥第 24 条に対する意見・提案（新）

現行の第 24 条に、個人情報保護条例の個人情報保護制度運営審議会の規定と同様に、守秘義務及び会議の非公開についての規定は必要ではないか？

【提案者案】

次の第 7 項及び第 8 項を追加

第 7 項 「審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」

第8項 「審議会の会議は、公開とする。ただし、町の保有情報を保護するため、その他必要があると認められるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。」

【事務局意見】

個人情報保護制度運営審議会については、是正の申出（平成17年に廃止）の処理に関する審議等を行う過程で具体的な個人情報を取り扱う可能性があるとして、守秘義務や非公開の規定を設けたものである。情報公開制度運営審議会については、上記のような守秘義務を必要とする状況がないと考え、現行どおりで良いかと思われる。

なお、個人情報保護制度運営審議会についても、該当項を併せて廃止したいと考える。

(個人情報保護条例⑧参照)

個人情報保護条例

- ① 「個人情報」を「保有個人情報」に変更する条項は、他ないか？
(第11条第1項・第2項、第12条第1項、第13条第1項・第2項 等)

【事務局意見】次のとおり改正を追加する。

現行	改正案
(適正な維持管理) 第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、 <u>個人情報</u> について適正な維持管理を行わなければならない。 (1) <u>個人情報</u> は、正確かつ最新なものとすること。 (2) <u>個人情報</u> の漏えいを防止すること。 (3) <u>個人情報</u> のき損、滅失、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。	(適正な維持管理) 第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、 <u>保有個人情報</u> について適正な維持管理を行わなければならない。 (1) <u>保有個人情報</u> は、正確かつ最新なものとすること。 (2) <u>保有個人情報</u> の漏えいを防止すること。 (3) <u>保有個人情報</u> のき損、滅失、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。
2 実施機関は、保存する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。	2 実施機関は、保存する必要のなくなった <u>保有個人情報</u> を確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。
3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報管理責任者を定めるものとする。	3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報管理責任者を定めるものとする。

第12条については、公文書に記録されているものに限らず、実施機関の職員が職務上知り得たすべての個人情報を対象とするため、保有個人情報とはしない。

第13条については、受託者等が取扱う個人情報について定めたものであり、公文書ではないので、保有個人情報とはしない。

②第24条第1項に対する意見・提案（新）

実施機関に対し請求するという字句を、第25条第1項と合わせたらどうか。

【提案者案】

「何人も自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を管理する実施機関に対し請求することができる。」
(_____を追加)

【事務局意見】

提案者の意見に沿うのであれば、「何人も自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を当該保有個人情報を管理する実施機関に対し請求することができる。」が適當と考える。

しかしながら、第25条（利用停止の請求の手続）第1項において、管理する実施機関に対し請求する旨が規定されているので、改正案どおりでも構わないかと思われる。

③第 28 条第 3 項の改正案に対する意見・提案

情報公開条例①と同じ。

④第 29 条第 1 項の改正案に対する意見・提案

情報公開条例②と同じ。

⑤第 30 条第 4 項の改正案に関する意見・提案

情報公開条例③と同じ。

⑥第 30 条第 6 項の改正案に対する意見・提案

情報公開条例④と同じ。

⑦第 36 条第 1 項の改正案に対する意見・提案

情報公開条例⑤と同じ。

⑧第 36 条第 7 項及び第 8 項に関する事務局からの提案

【事務局提案】

次の内容により、第 7 項及び第 8 項を削ることを提案する。

第 7 項（守秘義務）

平成 17 年度に廃止された是正の申出という制度では、申出の後に実施機関は審議会に諮ることと規定されていたため、審議会で申出者の個人情報等を取扱う可能性があったが、現行では守秘義務を必要とする状況がないと考えるため。

第 8 項（会議の公開）

9 月 1 日から「審議会等の会議の公開に関する規則」が施行されたことにより、本条例にて改めて規定する必要はないと考えるため。

⑨第 45 条に対する意見・提案（新）

審議会委員に対しての罰則規定が必要では。

【事務局意見】

上記⑧に伴い、不要と考える。

情報公開条例・個人情報保護条例 共通

- ①「審査会」と「審議会」に関する規定が後発の為、その章の前では「第〇条で定める寒川町〇〇審査会（以下「審査会」という。）」と規定することが望ましい。
(審議会も同様に)

【事務局意見】設置規定の条項で略称になることを避けるため、本改正案のようにした。

→ (情報公開審査会：第 17 条)

個人情報保護審査会：第 29 条)

初出の部分で定義すべきということであれば、現行どおりが好ましいと考える。（情報公開審査会：第 16 条

個人情報保護審査会：第 28 条

情報公開制度運営審議会：第 24 条

個人情報保護制度運営審議会：第 6 条)

- ②全条項中の「速やかに」「遅滞なく」「速やかに」の字句について、その時間的即時性に照らして、その使い方を事務運営の関係で点検されたい。

《参考》

「直ちに」「遅滞なく」「速やかに」（自由国民社『法律用語辞典』）

*直ちに…3つの中では、最も時間的即時性が強いもの。「何をおいてもすぐにやれ」という趣旨を表す場合に多く使われる。

*遅滞なく…時間的即時性は強く要求されるが、正当な又は合理的な理由に基づく遅滞は許されるというように解されている。「事情の許す限り最も速やかに」という趣旨を表す場合によく用いられている。

*速やかに…もちろん、できるだけ速くという意味を表すに違いないが、訓示的な意味、つまり、これに対する違反が義務を怠ったものとして直ちに違法にはならないというような場合に使われることが多い。むしろ、時間的即時性を表すよりは「通常の場合に踏るべき手続きをふまないで」「何らかの条件をつけないで」ということを表す趣旨で用いられている。

【事務局意見】

検討した結果、現行どおりが適当と考える。

意見反映後

各条例の一部改正の要旨

【情報公開条例】

- 第 18 条 第 4 項 「参加人」の定義を追加
第 6 項 審査会の所掌事項を執行する中で明らかになった制度の不備や改善点等に関し、意見書を提出することができる規定を追加
- 第 22 条 審査会が答申に付帯意見を付す権限を有する旨及び町長が付帯意見に対する措置状況を通知する義務を負う旨の規定を追加
- 第 34 条 審査会委員の守秘義務違反に対する罰則については、個人情報保護条例第 45 条において規定されているが、情報公開審査会においても個人情報等の非公開情報を取り扱う機会が存在すると思われるため、情報公開条例においても罰則規定を追加

【個人情報保護条例】

- 第 2 条 罰則規定における犯罪の構成要件を明確にするため、条例における用語の定義を、『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』と同様に、「個人情報ファイル」「保有個人情報」と変更（横浜地方検察庁から指摘あり）
(第 7、9~11、14~19、21~28、30、43、46 条において、定義の変更による用語の整理)
- 第 24 条 利用停止請求に係る措置について、因果関係を整理し、措置を追加
- 第 30 条 第 4 項 「参加人」の定義を追加
第 6 項 審査会の所掌事項を執行する中で明らかになった制度の不備や改善点等に関し、意見書を提出することができる規定を追加
- 第 34 条 審査会が答申に付帯意見を付す権限を有する旨及び町長が付帯意見に対する措置状況を通知する義務を負う旨の規定を追加
- 第 36 条 第 1 項 第 6 条すでに審査会の略称定義が行われているにも関わらず、本条にまた略称規定があるという誤りを正すもの
第 7 項 守秘義務規定が不要となったため、削除
第 8 項 第 7 項の削除及び「審議会等の会議の公開に関する規則」が施行されたことに伴い、削除

各意見反映後の寒川町情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
目次	目次
第1章～第6章 (略) <u>(追加)</u>	第1章～第6章 (略) <u>第7章 罰則(第34条)</u>
附則 ～略～ (審査会の権限等)	附則 ～略～ (審査会の権限等)
第18条 (略)	第18条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人_____	4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人 <u>審査会の許可を得て、又は審査会の求めに応じて審査会の会議に参加する利害関係人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めること、適当と認める者に対してその知つている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</u>
_____又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めること、適当と認める者に対してその知つている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。	
5 (略) <u>(追加)</u>	5 (略)
6 (略) ～略～ (答申書の送付等)	6 審査会は、前条第1項の規定による審査を通じて、又は審査に関して、同項の目的を達成するため必要があると認めるときは、情報公開に関する事項について、実施機関に意見述べることができる。
第22条 (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	7 (略) ～略～ (答申書の送付等) 第22条 (略) 2 前項の規定による答申書には、当該不服申立てに関する施策について意見を付すことができる。 3 実施機関は、前項に規定する意見を受けた場合において、当該意見に対する措置を行ったときはその概要を、措置を行わなかったときはその旨及び理由を遅滞なく審査会に通知するものとする。
～略～ (追加) (追加)	～略～ <u>第7章 罰則</u> <u>(罰則)</u>

第 34 条 第 17 条第 6 項の規定に違反して秘密
を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 500,000
円以下の罰金に処する。

附 則

この条 7 例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定並びに第 33 条の次に章名
及び 1 条を加える改正規定は、平成 年 月
日から施行する。

各意見反映後の寒川町個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略)
(追加)	<u>(2) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの</u> をいう。ただし、公文書(寒川町情報公開条例(平成11年条例第24号)第2条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
(追加)	<u>(3) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう</u> に体系的に構成したものをいう。
(2) (略)	(4) (略)
(3) (略)	(5) (略)
(4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。	(削る)
(5) (略)	(6) (略)
～略～	～略～
(個人情報取扱事務の登録) 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書又は磁気テープ等(以下「公文書等」という。)を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について	(個人情報取扱事務の登録) 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書_____を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について

<p>て、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の<u>公文書</u>等には、次に掲げるものは含まない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>ついて、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の<u>公文書</u>には、次に掲げるものは含まない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>3～6 (略)</p>	<p>3～6 (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p>
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に<u>当該個人情報を当該実施機関内部若しくは実施機関相互において利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に<u>当該保有個人情報を当該実施機関内部若しくは実施機関相互において利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に<u>該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない</u>。ただし、審議会の意見を聴いた上で適當と認めたときは、この限りでない。</p>	<p>2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に<u>該当する場合において保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない</u>。ただし、審議会の意見を聴いた上で適當と認めたときは、この限りでない。</p>
<p>(オンライン結合による提供)</p>	<p>(オンライン結合による提供)</p>
<p>第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、<u>当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の者が隨時入手し得る状態にする方法をいう</u>)による<u>個人情報の提供</u>を行ってはならない。</p>	<p>第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、<u>当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が隨時入手し得る状態にする方法をいう</u>)による<u>保有個人情報の提供</u>を行ってはならない。</p>
<p>2 実施機関は、オンライン結合による<u>個人情報の提供</u>を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>2 実施機関は、オンライン結合による<u>保有個人情報の提供</u>を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>(適正な維持管理)</p>	<p>(適正な維持管理)</p>
<p>第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るために、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、<u>個人情報について適正な維</u></p>	<p>第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るために、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、<u>保有個人情報について適正</u></p>

<p>持管理を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>個人情報</u>は、正確かつ最新なものとすること。</p> <p>(2) <u>個人情報</u>の漏えいを防止すること。</p> <p>(3) <u>個人情報</u>のき損、滅失、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。</p> <p>2 実施機関は、保存する必要のなくなった<u>個人情報</u>を確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(自己情報の開示請求権)</p> <p>第14条 何人も、<u>実施機関が保有する自己の個人情報</u>(第7条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)の開示(<u>個人情報が存在しないときに</u>その旨を知らせることを含む。以下同じ。)を<u>請求</u>することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、開示の請求があつたときは、第19条に規定する方法により当該開示の請求に係る<u>個人情報</u>の開示をしなければならない。</p> <p>4 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示の請求に係る<u>個人情報</u>について開示をすることが次の各号のいずれかに該当するときは、当該<u>個人情報</u>の開示をしないことができる。</p> <p>(1) <u>開示の請求の対象となつた個人情報</u>に開示の請求をした者(以下「請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であつて、請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を害することになると認められるとき。</p> <p>(2) <u>開示の請求の対象となつた個人情報</u>に法人等に関する記録された情報又は個人が営む事業に関する記録された情報が含まれる場合であつて、請求者に開示することにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を害することになると認められるとき。</p> <p>(3) <u>開示の請求の対象となつた個人情報</u>が個</p>	<p>な維持管理を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>保有個人情報</u>は、正確かつ最新のものとすること。</p> <p>(2) <u>保有個人情報</u>の漏えいを防止すること。</p> <p>(3) <u>保有個人情報</u>のき損、滅失、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。</p> <p>2 実施機関は、保存する必要のなくなった<u>保有個人情報</u>を確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(自己情報の開示請求権)</p> <p>第14条 何人も、<u>自己に関する保有個人情報</u>(第7条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)の開示(<u>保有個人情報が存在しないとき</u>にその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を<u>実施機関に対し請求</u>することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、開示の請求があつたときは、第19条に規定する方法により当該開示の請求に係る<u>保有個人情報</u>の開示をしなければならない。</p> <p>4 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示の請求に係る<u>保有個人情報</u>について開示をすることが次の各号のいずれかに該当するときは、当該<u>保有個人情報</u>の開示をしないことができる。</p> <p>(1) <u>開示の請求の対象となつた保有個人情報</u>に開示の請求をした者(以下「請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であつて、請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を害することになると認められるとき。</p> <p>(2) <u>開示の請求の対象となつた保有個人情報</u>に法人等に関する記録された情報又は個人が営む事業に関する記録された情報が含まれる場合であつて、請求者に開示することにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を害することになると認められるとき。</p> <p>(3) <u>開示の請求の対象となつた保有個人情報</u></p>
--	---

<p>人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であつて、請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。</p> <p>(4) <u>開示の請求の対象となつた個人情報</u>が本町の機関内部若しくは機関相互又は本町の機関と国等の機関との間における審議、検討、協議(以下この号において「審議等」という。)に関する情報であつて、請求者に開示をすることにより、当該審議等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。</p> <p>(5) <u>開示の請求の対象となつた個人情報</u>が本町の機関又は国等の機関が行う取締り、調査、交渉、争訟その他の事務事業に関する情報であつて、請求者に開示することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>開示の請求の対象となつた個人情報</u>が法令等の定めるところにより明らかに本人に開示をすることができないとされているとき。</p> <p>5 実施機関は、<u>開示の請求に係る個人情報</u>に前項各号のいずれかに該当することにより開示をしないことができる個人情報とそれ以外の個人情報とが併せて記録されている場合において、当該開示をしないことができる個人情報の部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、当該開示をしないことができる個人情報が記録されている部分を除き、<u>当該個人情報の開示をしなければならない。</u> <u>(個人情報の存否に関する情報)</u></p> <p>第 14 条の 2 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る<u>個人情報</u>が存在しているか否かを答えるだけで、前条第 4 項各号を開示することとなるときは、実施機関は、<u>当該個人情報の存否を明らかにしないことができる。</u> <u>(開示の請求の手続)</u></p>	<p>が個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であつて、請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。</p> <p>(4) <u>開示の請求の対象となつた保有個人情報</u>が本町の機関内部若しくは機関相互又は本町の機関と国等の機関との間における審議、検討、協議(以下この号において「審議等」という。)に関する情報であつて、請求者に開示をすることにより、当該審議等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。</p> <p>(5) <u>開示の請求の対象となつた保有個人情報</u>が本町の機関又は国等の機関が行う取締り、調査、交渉、争訟その他の事務事業に関する情報であつて、請求者に開示することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>開示の請求の対象となつた保有個人情報</u>が法令等の定めるところにより明らかに本人に開示をすることができないとされているとき。</p> <p>5 実施機関は、<u>開示の請求に係る保有個人情報</u>に前項各号のいずれかに該当することにより開示をしないことができる個人情報とそれ以外の個人情報とが併せて記録されている場合において、当該開示をしないことができる個人情報の部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、当該開示をしないことができる個人情報が記録されている部分を除き、<u>当該保有個人情報の開示をしなければならない。</u> <u>(保有個人情報の存否に関する情報)</u></p> <p>第 14 条の 2 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る<u>保有個人情報</u>が存在しているか否かを答えるだけで、前条第 4 項各号を開示することとなるときは、実施機関は、<u>当該保有個人情報の存否を明らかにしないことができる。</u> <u>(開示の請求の手続)</u></p>
---	---

<p>第 15 条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る<u>個人情報を保有する</u>実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示の請求に係る<u>個人情報を特定するに足りる事項</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る<u>個人情報の本人であること</u>又は代理権を有する者であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 (略) (開示の請求に対する決定等)</p> <p>第 16 条 実施機関は、前条第 1 項及び第 2 項の規定による開示の請求があつたときは、当該開示の請求があつた日から起算して 15 日以内(前条第 3 項に規定する補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、当該開示の請求に係る<u>個人情報を開示する旨</u>又は<u>しない旨</u>の決定をし、速やかに請求者にその旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の場合において、<u>個人情報を開示しない旨</u>の決定(第 14 条第 5 項の規定により開示の請求に係る<u>個人情報の一部</u>について開示しないこととする場合の当該開示をしない旨の決定を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。 (<u>個人情報の存否応答拒否及び不存在の通知</u>)</p> <p>第 16 条の 2 実施機関は第 14 条の 2 の規定により<u>個人情報の存否</u>を明らかにしないときは、開示の請求があつた日から起算して 15 日以内に、当該<u>個人情報の存否</u>を明らかにしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならぬ。</p>	<p>第 15 条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る<u>保有個人情報を管理する</u>実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示の請求に係る<u>保有個人情報を特定するに足りる事項</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る<u>保有個人情報の本人であること</u>又は代理権を有する者であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 (略) (開示の請求に対する決定等)</p> <p>第 16 条 実施機関は、前条第 1 項及び第 2 項の規定による開示の請求があつたときは、当該開示の請求があつた日から起算して 15 日以内(前条第 3 項に規定する補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、当該開示の請求に係る<u>保有個人情報を開示する旨</u>又は<u>しない旨</u>の決定をし、速やかに請求者にその旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の場合において、<u>保有個人情報を開示しない旨</u>の決定(第 14 条第 5 項の規定により開示の請求に係る<u>保有個人情報の一部</u>について開示しないこととする場合の当該開示をしない旨の決定を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。 (<u>保有個人情報の存否応答拒否及び不存在の通知</u>)</p> <p>第 16 条の 2 実施機関は第 14 条の 2 の規定により<u>保有個人情報の存否</u>を明らかにしないときは、開示の請求があつた日から起算して 15 日以内に、当該<u>保有個人情報の存否</u>を明らかにしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならぬ。</p>
--	--

<p>2 実施機関は、開示の請求に係る<u>個人情報</u>が存在しないときは、開示の請求があつた日から起算して 15 日以内に、請求者に当該<u>個人情報</u>が存在しない旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示の請求の特例)</p> <p>第 17 条 実施機関があらかじめ定めた<u>個人情報</u>については、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた<u>個人情報</u>について開示の請求があつたときは、速やかに当該<u>個人情報</u>を開示する旨の決定をし、第 19 条に規定する方法により開示をするものとする。</p> <p>(第三者の保護)</p> <p>第 18 条 実施機関は、第 16 条第 1 項の規定による決定をする場合において、開示の請求に係る<u>個人情報</u>に国等及び請求者以外の者(以下この条、第 28 条第 2 項及び第 3 項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該<u>個人情報</u>の開示に反対の意思を表示した場合において、当該<u>個人情報</u>を開示する旨の決定(第 14 条第 5 項の規定により開示の請求に係る<u>個人情報</u>の一部について開示しないこととする場合の当該部分以外の部分の開示をする旨の決定を含む。以下「開示の決定」という。)をするときは、開示の決定日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに反対の意思を表示した第三者に開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示の方法)</p> <p>第 19 条 実施機関は、第 16 条第 1 項の規定により開示の請求に係る<u>個人情報</u>の全部又は一部の開示をする旨の決定をしたときは、速や</p>	<p>らない。</p> <p>2 実施機関は、開示の請求に係る<u>保有個人情報</u>が存在しないときは、開示の請求があつた日から起算して 15 日以内に、請求者に当該<u>保有個人情報</u>が存在しない旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示の請求の特例)</p> <p>第 17 条 実施機関があらかじめ定めた<u>保有個人情報</u>については、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた<u>保有個人情報</u>について開示の請求があつたときは、速やかに当該<u>保有個人情報</u>を開示する旨の決定をし、第 19 条に規定する方法により開示をするものとする。</p> <p>(第三者の保護)</p> <p>第 18 条 実施機関は、第 16 条第 1 項の規定による決定をする場合において、開示の請求に係る<u>保有個人情報</u>に国等及び請求者以外の者(以下この条、第 28 条第 2 項及び第 3 項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該<u>保有個人情報</u>の開示に反対の意思を表示した場合において、当該<u>保有個人情報</u>を開示する旨の決定(第 14 条第 5 項の規定により開示の請求に係る<u>保有個人情報</u>の一部について開示しないこととする場合の当該部分以外の部分の開示をする旨の決定を含む。以下「開示の決定」という。)をするときは、開示の決定日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに反対の意思を表示した第三者に開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示の方法)</p> <p>第 19 条 実施機関は、第 16 条第 1 項の規定により開示の請求に係る<u>保有個人情報</u>の全部又は一部の開示をする旨の決定をしたときは、</p>
--	--

<p>かに当該<u>個人情報</u>の開示をするものとする。</p> <p>2 <u>個人情報</u>の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 実施機関は、<u>公文書に記録されている個人情報</u>の開示をする場合であつて、前項第1号に規定する方法によると、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該公文書を複写したもの閲覧により開示することができる。</p> <p>4 <u>個人情報</u>の開示を受ける者は、当該開示を受ける際に実施機関が定める書類を提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(自己情報の訂正請求権)</p> <p>第21条 何人も、<u>実施機関が保有する自己の個人情報</u>について事実に誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を<u>請求</u>することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(訂正の請求の手続)</p> <p>第22条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る<u>個人情報を保有する実施機関</u>に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 訂正の請求に係る<u>個人情報を特定するに足りる事項</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(訂正の請求に対する決定等)</p> <p>第23条 実施機関は、前条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定は除く。)による訂正の請求があつたときは、当該訂正の請求があつた日から起算して30日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行った上で当該訂正の請求に係る<u>個人情報を訂正する旨</u>又は</p>	<p>速やかに当該<u>保有個人情報</u>の開示をするものとする。</p> <p>2 <u>保有個人情報</u>の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 実施機関は、<u>保有個人情報</u>の開示をする場合であつて、前項第1号に規定する方法によると、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該公文書を複写したもの閲覧により開示することができる。</p> <p>4 <u>保有個人情報</u>の開示を受ける者は、当該開示を受ける際に実施機関が定める書類を提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(自己情報の訂正請求権)</p> <p>第21条 何人も、<u>自己に関する保有個人情報</u>について事実に誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を<u>実施機関に対し請求</u>することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(訂正の請求の手続)</p> <p>第22条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る<u>保有個人情報を管理する実施機関</u>に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 訂正の請求に係る<u>保有個人情報を特定するに足りる事項</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(訂正の請求に対する決定等)</p> <p>第23条 実施機関は、前条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定は除く。)による訂正の請求があつたときは、当該訂正の請求があつた日から起算して30日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行った上で当該訂正の請求に係る<u>保有個人情報を訂正する旨</u></p>
--	--

<p>しない旨の決定をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正の請求に係る<u>個人情報</u>の訂正をした上で訂正の請求をした者に訂正の内容及び訂正の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>(個人情報の利用停止請求権)</u></p> <p>第24条 何人も、<u>実施機関が保有する自己の個人情報</u>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を<u>請求</u>することができる。</p> <p>(1) 第8条第1項から第3項までの規定に違反して<u>収集</u>されているとき 当該<u>個人情報</u>の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第9条第1項_____の規定に違反して<u>利用</u>され、又は提供されているとき 当該<u>個人情報</u>の<u>利用</u>又は提供の停止</p> <p>(新設)</p> <p>2 第14条第2項の規定は、前項の規定による<u>個人情報</u>の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求について準用する。</p> <p>(利用停止の請求の手続)</p> <p>第25条 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の請求に係る<u>個人情報を保有する実施機関</u>に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用停止の請求に係る<u>個人情報</u>の内容</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(個人情報の利用停止義務)</u></p> <p>第26条 実施機関は、利用停止の請求があつた場合において、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該利用停止の請求に</p>	<p>又はしない旨の決定をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正の請求に係る<u>保有個人情報</u>の訂正をした上で訂正の請求をした者に訂正の内容及び訂正の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>(自己情報の利用停止請求権)</u></p> <p>第24条 何人も、<u>自己に関する保有個人情報</u>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を<u>実施機関に対し請求</u>することができる。</p> <p>(1) <u>第6条の規定に違反して取り扱われている</u>とき、<u>第8条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものである</u>とき又は<u>第9条第1項の規定に違反して利用されている</u>とき 当該<u>保有個人情報</u>の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第9条第1項又は第10条第1項の規定に違反して_____提供されているとき 当該<u>保有個人情報</u>の_____提供の停止</p> <p>(3) 第11条第2項の規定に違反して保存されているとき 当該<u>保有個人情報</u>の消去</p> <p>2 第14条第2項の規定は、前項の規定による<u>保有個人情報</u>の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求について準用する。</p> <p>(利用停止の請求の手続)</p> <p>第25条 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の請求に係る<u>保有個人情報を管理する実施機関</u>に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用停止の請求に係る<u>保有個人情報</u>の内容</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(保有個人情報の利用停止義務)</u></p> <p>第26条 実施機関は、利用停止の請求があつた場合において、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該利用停止の請求に</p>
---	--

<p>係る<u>個人情報</u>の適正な取扱いを確保するため に必要な範囲内で、当該<u>個人情報</u>の利用停止 をしなければならない。ただし、当該<u>個人情 報</u>の利用停止することにより、当該<u>個人情 報</u>の利用目的に係る事務の性質上、当該事務 の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが あると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>係る<u>保有個人情報</u>の適正な取扱いを確保する ために必要な範囲内で、当該<u>保有個人情報</u> の利用停止をしなければならない。ただし、当 該<u>保有個人情報</u>の利用停止することによ り、当該<u>保有個人情報</u>の利用目的に係る事務 の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支 障を及ぼすおそれがあると認められるとき は、この限りでない。</p>
<p>(利用停止の請求に対する決定等)</p>	<p>(利用停止の請求に対する決定等)</p>
<p>第 27 条 実施機関は、第 25 条の規定(第 15 条 第 3 項の規定を準用する規定を除く。)による 利用停止の請求があつたときは、当該利用停 止の請求があつた日から起算して 30 日以内 (第 15 条第 3 項の規定を準用し補正を求めた 場合にあつては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行 つた上で当該利用停止の請求に係る<u>個人情報</u> を利用停止する旨又はしない旨の決定をしな ければならない。</p>	<p>第 27 条 実施機関は、第 25 条の規定(第 15 条 第 3 項の規定を準用する規定を除く。)による 利用停止の請求があつたときは、当該利用停 止の請求があつた日から起算して 30 日以内 (第 15 条第 3 項の規定を準用し補正を求めた 場合にあつては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行 つた上で当該利用停止の請求に係る<u>保有個人 情報</u>を利用停止する旨又はしない旨の決定を しなければならない。</p>
<p>2 実施機関は、前項の規定により利用停止する 旨の決定をしたときは、速やかに当該利用停 止の請求に係る<u>個人情報</u>の利用停止をした上 で利用停止の請求をした者にその旨及び利用 停止の理由を書面により通知しなければなら ない。</p>	<p>2 実施機関は、前項の規定により利用停止する 旨の決定をしたときは、速やかに当該利用停 止の請求に係る<u>保有個人情報</u>の利用停止をし た上で利用停止の請求をした者にその旨及び 利用停止の理由を書面により通知しなければ ならない。</p>
<p>3・4 (略) (不服申立てがあつた場合の手続)</p>	<p>3・4 (略) (不服申立てがあつた場合の手続)</p>
<p>第 28 条 (略)</p>	<p>第 28 条 (略)</p>
<p>2 前項の規定により諮詢した実施機関は、不 服申立て及び次の各号のいずれかに該当する者 に諮詢した旨を書面により通知しなければな らない。</p>	<p>2 前項の規定により諮詢した実施機関は、不 服申立て及び次の各号のいずれかに該当する者 に諮詢した旨を書面により通知しなければな らない。</p>
<p>(1) (略) (2) <u>個人情報</u>の開示に反対の意思を表示して いる第三者が不服申立て人である場合は、請 求者</p>	<p>(1) (略) (2) <u>保有個人情報</u>の開示に反対の意思を表示 している第三者が不服申立て人である場合 は、請求者</p>
<p>3 第 18 条第 2 項の規定は、次の各号のいずれかに 該当する決定をする場合について準用する。</p>	<p>3 第 18 条第 2 項の規定は、次の各号のいずれかに 該当する決定をする場合について準用する。</p>
<p>(1) (略) (2) 不服申立てに係る<u>個人情報</u>を開示しない 旨の決定を変更して行う開示の決定(第三者</p>	<p>(1) (略) (2) 不服申立てに係る<u>保有個人情報</u>を開示し ない旨の決定を変更して行う開示の決定(第</p>

<p>が当該<u>個人情報</u>の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>～略～</p> <p>(審査会の権限等)</p> <p>第30条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して開示決定等に係る<u>公文書等</u>の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対してその提示された<u>公文書等</u>の開示を求めることができない。</p>	<p>三者が当該<u>保有個人情報</u>の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>～略～</p> <p>(審査会の権限等)</p> <p>第30条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して開示決定等に係る<u>公文書等</u>の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対してその提示された<u>公文書等</u>の開示を求めることができない。</p>
<p>2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して開示決定等に係る<u>公文書等</u>に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人_____</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求める事、適当と認める者に対してその知つている事実を陳述させ、又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。</p>	<p>2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して開示決定等に係る<u>公文書</u>に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人(<u>審査会の許可を得て、又は審査会の求めに応じて審査会の会議に参加する利害関係人</u>をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求める事、適當と認める者に対してその知つている事実を陳述させ、又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。</p>
<p>5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定により提示された<u>公文書等</u>を閲覧させ、前項の規定による調査をさせ、又は次条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定により提示された<u>公文書</u>を閲覧させ、前項の規定による調査をさせ、又は次条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p>
<p>6 (略)</p> <p>～略～</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第34条 (略)</p>	<p>6 審査会は、前条第2項の規定による審査を通じて、又は審査に関して、同項の目的を達成するため必要があると認めるとときは、個人情報の保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>～略～</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第34条 (略)</p>

<p>(新設)</p> <p>～略～</p> <p>第 46 条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく<u>個人情報の開示</u>を受けた者は、5 0,000 円以下の過料に処する。</p>	<p><u>3 第 1 項に規定する個人情報ファイル及び前項に規定する保有個人情報には、指定管理者が公の施設の管理に関する業務に関し取り扱うものを含む。</u></p> <p>～略～</p> <p>第 46 条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく<u>保有個人情報の開示</u>を受けた者は、50,000 円以下の過料に処する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 43 条第 1 項及び第 2 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 46 条の改正規定は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>
--	--

○参考資料の現行条例については省略